

今号の主な内容

- 2頁 国民年金特集
- 3頁 12月3日(火)～9日(月)は「障害者週間」です
- 4頁 女性に対する暴力をなくす運動
- 7～4頁 情報コーナー(施設/保健・医療・福祉/講座/スポーツ/催し物/国保・年金/その他)

区のおしらせ



中央

11/11

中央区ホームページ <http://www.city.chuo.lg.jp> (「区のおしらせ 中央」もご覧いただけます)

各種功労者83名を表彰

菊薫る11月3日「文化の日」に各種功労者の表彰式が銀座ブロッサム(中央会館)で行われ、83名の方々を表彰しました。

今年で60回目を迎えたこの表彰は、地域社会の発展と住民福祉の向上のため、献身的な活動を続けてこられた方のご労苦に対し感謝の意を表し、その功績を顕彰するために行われたものです。

※問合せ先 総務課総務係 ☎(3546)5234

功労者表彰受賞者名簿 (順不同・敬称略)

一 地域活動関係功労者(48名)

(一)町会・自治会関係者(47名)

- 田中孝久、吉井勝、矢代裕夫、津田彰彦、柴崎雅一、岩田壽仁、相川豊、松本孝子、杉山克己、横井昭三、大芦あさ子、伊澤キミ、入江邦雄、平野熙幸、吉田誠男、黒川治良、鴛尾泰彦、海老原安希子、金子榮治、堀田初江、大塚清子、沼崎富雄、藤岡幹郎、朝比奈恭子、川名一榮、渡辺圭子、大屋欣二、山崎勇、柳川欣也、新井義夫、田中清美、櫻谷尊子、三浦アヤ子、伊藤宏子、米谷義弘、馬場俊實、加藤則道、望月寛次、村松直、服部喜嗣

(二)防犯関係者(2名)

(三)交通安全関係者(1名)

(四)防犯関係者(2名)

(五)交通安全関係者(1名)

(六)防犯関係者(1名)

(七)交通安全関係者(1名)

(八)防犯関係者(1名)

(九)交通安全関係者(1名)

(一〇)防犯関係者(1名)

(一一)交通安全関係者(1名)

(一二)防犯関係者(1名)

(一三)防犯関係者(1名)

(一四)交通安全関係者(1名)

(一五)防犯関係者(1名)

(一六)交通安全関係者(1名)

(一七)防犯関係者(1名)

(一八)交通安全関係者(1名)

(一九)防犯関係者(1名)

(二〇)交通安全関係者(1名)

(二一)防犯関係者(1名)

(二二)交通安全関係者(1名)

(二三)防犯関係者(1名)

(二四)交通安全関係者(1名)

(二五)防犯関係者(1名)

(二六)交通安全関係者(1名)

(二七)防犯関係者(1名)

(二八)交通安全関係者(1名)

(二九)防犯関係者(1名)

(三〇)交通安全関係者(1名)

(三一)防犯関係者(1名)

(三二)交通安全関係者(1名)

(三三)防犯関係者(1名)

(三四)交通安全関係者(1名)

(三五)防犯関係者(1名)

(三六)交通安全関係者(1名)

(三七)防犯関係者(1名)

(三八)交通安全関係者(1名)

(三九)防犯関係者(1名)

(四〇)交通安全関係者(1名)

(四一)防犯関係者(1名)

(四二)交通安全関係者(1名)

(四三)防犯関係者(1名)

(四四)交通安全関係者(1名)

(四五)防犯関係者(1名)

(四六)交通安全関係者(1名)

(四七)防犯関係者(1名)

(四八)交通安全関係者(1名)

(四九)防犯関係者(1名)

(五〇)交通安全関係者(1名)

(五一)防犯関係者(1名)

(五二)交通安全関係者(1名)

(五三)防犯関係者(1名)

(五四)交通安全関係者(1名)

(五五)防犯関係者(1名)

(五六)交通安全関係者(1名)

(五七)防犯関係者(1名)

(五八)交通安全関係者(1名)

(五九)防犯関係者(1名)

(六〇)交通安全関係者(1名)

(六一)防犯関係者(1名)

(六二)交通安全関係者(1名)

(六三)防犯関係者(1名)

(六四)交通安全関係者(1名)

(六五)防犯関係者(1名)

(六六)交通安全関係者(1名)

(六七)防犯関係者(1名)

(六八)交通安全関係者(1名)

(六九)防犯関係者(1名)

(七〇)交通安全関係者(1名)

(七一)防犯関係者(1名)

(七二)交通安全関係者(1名)

(七三)防犯関係者(1名)

(七四)交通安全関係者(1名)

(七五)防犯関係者(1名)

(七六)交通安全関係者(1名)

(七七)防犯関係者(1名)

(七八)交通安全関係者(1名)

(七九)防犯関係者(1名)

(八〇)交通安全関係者(1名)

(八一)防犯関係者(1名)

(八二)交通安全関係者(1名)

(八三)防犯関係者(1名)

(八四)交通安全関係者(1名)

(八五)防犯関係者(1名)

(八六)交通安全関係者(1名)

(八七)防犯関係者(1名)

(八八)交通安全関係者(1名)

(八九)防犯関係者(1名)

(九〇)交通安全関係者(1名)

(九一)防犯関係者(1名)

(九二)交通安全関係者(1名)

(九三)防犯関係者(1名)

(九四)交通安全関係者(1名)

(九五)防犯関係者(1名)

(九六)交通安全関係者(1名)

(九七)防犯関係者(1名)

(九八)交通安全関係者(1名)

(九九)防犯関係者(1名)

(一〇〇)交通安全関係者(1名)

(一〇一)防犯関係者(1名)

(一〇二)交通安全関係者(1名)

(一〇三)防犯関係者(1名)

(一〇四)交通安全関係者(1名)

(一〇五)防犯関係者(1名)

(一〇六)交通安全関係者(1名)

(一〇七)防犯関係者(1名)

(一〇八)交通安全関係者(1名)

(一〇九)防犯関係者(1名)

(一一〇)交通安全関係者(1名)

(一一一)防犯関係者(1名)

(一一二)交通安全関係者(1名)

インフルエンザの流行シーズンがやってきます

インフルエンザを予防しましょう

インフルエンザは普通の風邪とは異なり、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が特徴の感染症です。感染力が強く、特に、抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、慢性疾患をお持ちの方がかかると、重症化することがあります。

インフルエンザは流行が始まると、短期間に感染が広がります。ご自身やご家族をインフルエンザから守るために、積極的に予防に努めましょう。

予防方法

- ・手洗いやうがいの励行
- ・マスクの着用(咳エチケットを守る)
- ・適度な湿度を保つ

十分な休養とバランスのよい食事を取る

インフルエンザの予防接種を受ける

インフルエンザ流行前のワクチン接種は、かかった場合の重症化を防止します。12月上旬までに接種を完了させることが重要です。

もしもかかってしまったら

マスクを着用の上、早めに医療機関を受診しましょう。症状が出てから7日間、熱が下がってから2日間は自宅療養を優先し、周囲の人にうつさないよう



▲手洗いやうがいを徹底しましょう

先日、「子どもフェスティバル」があいにくの雨にもかかわらず、7500人が参加して元気いっぱい開かれました。

雨天とあって開会式も例年の浜町運動場から総合スポーツセンターに移して開催。390点も応募があったポスターコンクールの表彰やくす玉割、泰明小学校のブラスバンド演奏などが行われました。青少年委員会、PTA、地区委員会をはじめとする54団体もご協力により33コーナーが用意され、また、雨の中を交通整理までしていただき、誠に頭が下がる思いです。

これに先立って開かれた「なないろ祭」「区民スポーツの日」は好天に恵まれ、伸び伸びと開かれました。10周年を迎えた知的障害者生活支援施設レインポールウス明石は多くの方々のご支援により、「日本一」と誇れる施設になっております。

第25回「区民スポーツの日」も2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定した直後とあって大いに盛り上がりしました。こうした行事がスムーズに実施できるのも関係各位のお力添えの賜であり心から感謝申し上げます。



こんにちは
区長です
やだよしひで
中央区長 多田美英

国民年金特集

国民年金の加入者

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

また、60歳以上の方や外国に住んでいる日本人が希望すれば加入できる任意加入制度があります(別表1参照)。

あなたの生活を支える3つの年金

老齢基礎年金

受給資格期間(別表2参照)が25年以上ある方が、65歳になつてから受けられる年金です。

年金額

20歳から60歳になるまで40年間保険料を全て納めると満額の年金を受給できます。

年金額(満額)

77万8500円(平成25年10月)

年金額の計算方法は別表3のとおりです。

年金額は物価の変動に応じて金額が改定されるので、年金の価値は将来も保障されま

受給開始年齢

原則65歳です。希望により、60歳以上65歳未満の間に繰り上げて、または66歳以降に繰り下げて受給もできます。その場合、繰り上げまたは繰り下げ支給の請求をした時点(月単位)に応じて一定割合で

年金額が減額、または増額されます。

障害基礎年金

障害の原因となる傷病の初診日において、次の要件のいずれかに該当し、かつ障害認定日において、政令で定められた障害状態になった場合に支給されます。

- ①国民年金加入中であること。または加入していた60歳以上65歳未満の方が日本国内に住んでいること
- ②20歳前であること(厚生年金、共済年金加入中を除く)

金、共済年金加入中を除く) ①の場合は保険料の納付要件が、②の場合は本人の所得制限があります。 障害認定日とは

初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日です。ただし、1年6カ月を経過した日が20歳前の場合は、20歳に達した日が障害認定日となります。

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次の要件のいずれかに該当する方が死亡した場合に、その方によって生計が維持されていた「子のある妻」や「子」に支給されます。

別表1

国民年金の加入者

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方全員が加入します。

(上乗せ部分) →	国民年金基金	厚生年金・共済年金	
(基礎部分) →	国民年金(基礎年金)		
被保険者の種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	自営業者・学生などで厚生年金や共済組合に加入していない方	会社員・公務員など職場の年金に加入している方	第2号被保険者に扶養されている配偶者 ◎3号届出が必要です
加入手続	区役所・特別出張所の窓口	勤務先	配偶者の勤務先
保険料	ご自身で納付します。	厚生年金保険料・共済年金掛け金として給料から天引きされます。	厚生年金保険制度・共済組合制度が一括して負担しています。

希望により任意加入できる人(任意加入被保険者)

- ・日本国内に住む60歳以上65歳未満の方(受給資格期間を満たしていない方、年金額の増額を希望する方(480月限度)に限ります)
- ・65歳以上70歳未満の方(受給資格期間を満たしていない、昭和40年4月1日以前生まれの方に限ります)
- ・外国にお住まいの日本人(20歳以上65歳未満)

別表2 受給資格期間

受給資格期間とは

- ・保険料を納めた期間(第2号被保険者期間を含む)
- ・第3号被保険者期間
- ・保険料全額免除期間
- ・保険料4分の1納付期間のうち、4分の1の保険料を納めた期間
- ・保険料半額納付期間のうち、半額の保険料を納めた期間
- ・保険料4分の3納付期間のうち、4分の3の保険料を納めた期間
- ・学生納付特例を受けた期間(注1)
- ・若年者納付猶予を受けた期間(注1)
- ・会社員などの配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間(昭和61年3月以前)(注2)
- ・屋間部の学生が国民年金に任意加入しなかった期間(平成3年3月以前)(注2)
- ・昭和36年4月以降の厚生年金の脱退手当金などを受けた期間(注2)
- ・昭和36年4月以降、日本国籍を有する方が外国に住んでいた期間(20歳以上60歳未満)(注2)

(注1)：追納がなければ年金額には反映されません。
(注2)：年金額には反映されません。

別表3 年金額の計算方法

778,500円 × $\frac{\text{保険料 平成21年3月以前の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/3)} + \text{納付済月数} + \text{平成21年4月以降の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/2へ引き上げ後)}}{\text{加入可能月数}}$ ※

※免除(一部納付)月数の年金額への反映

免除(一部納付)区分	年金額への反映	
	平成21年3月以前	平成21年4月以降
全額免除期間	月数×2/6	月数×4/8
3/4免除期間(1/4納付)期間	月数×3/6	月数×5/8
半額免除期間(半額納付)期間	月数×4/6	月数×6/8
1/4免除期間(3/4納付)期間	月数×5/6	月数×7/8

一部納付済であることが前提

◎加入可能月数とは、一般的に480月(20歳から60歳までの40年間)ですが、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、昭和36年4月1日から60歳までの期間をいいます。

別表4 相談窓口

手続き・ご相談内容	窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金のこと ・第3号被保険者に関すること ・保険料のこと ・年金の請求のこと(注3) (厚生年金期間・第3号被保険者期間がある人) ・年金相談 (国民年金・厚生年金の受給資格期間の確認・年金額の計算など) 	中央年金事務所 ☎(3543)1411 中央区銀座7-13-8 第2丸高ビル1・2階 (注3)年金請求の受付を行っています。 ・街角の年金相談センター大森 大田区山王2-8-26 東辰ビル5階 ・街角の年金相談センター新宿 新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル8階
<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士による年金相談 	区役所1階区民相談室(直接お越しください) 毎月第4水曜日 午後1時~4時 ※問合せ先 保険年金課保険年金係 ☎(3546)5370
<ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者に関すること ・免除の申請のこと ・若年者納付猶予の申請のこと ・学生納付特例の申請のこと ・年金の請求のこと(第1号被保険者期間のみの人) ・特別障害給付金制度のこと 	保険年金課保険年金係 ☎(3546)5371

第一号被保険者の独自給付

寡婦年金

第一号被保険者期間中の納付(免除期間を含む)が25年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。

死亡一時金

第一号被保険者期間中の納付が3年以上ある方が年金を受けずに死亡した場合、その

遺族に支給されます。 第一号被保険者の保険料 月額 1万5040円 付加保険料 月額 400円

定額の保険料に上乗せして納めると将来の年金額に付加年金が加算されます。

保険料を納めるのが困難な場合は

学生納付特例制度

学生で本人の前年所得が一定基準以下の方は、申請して承認されると、在学中の保険料の納付が猶予される制度です(一部対象とならない学校があります)。

法定免除

本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると

保険料の納付が免除されます。 それ以外の場合に特例として、天災・失業・倒産などの理由により免除される場合があります。 保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除となる「一部納付」があります。

若年者納付猶予 本人(30歳未満)および配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

免除・若年者納付猶予の承認期間は7月から翌年6月までです。

保険料の納付が法律によって免除される制度です。 障害基礎年金を受けている方、障害厚生(共済)年金を受けている方で障害等級が1級または2級の方、生活保護法による

生活扶助を受けている方が対象となります。 届出が必要です。 特別障害給付金制度 国民年金の任意加入期間(60歳以上の方や外国に住んでいる日本人の任意加入期間を除く)に加入しなかったことにより、障害基礎年金などを支給していない障害者を対象とした制度です。

◎所得による支給制限があります。

年金にまつての相談は 年金手帳・配偶者の年金手帳・印鑑などを持参して別表4の窓口でご相談ください ※問合せ先 保険年金課保険年金係 ☎(3546)5371

12月3日(火)〜9日(月)は「障害者週間」です

1975年12月9日、国連で「障害者の権利宣言」が採択されました。また、障害者基本法では、12月3日から9日までを「障害者週間」と定め、皆さんに障害や障害のある方に対する関心、理解を深めていただくための週間です。障害のある方の自立と社会参加の実現に向けて、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

障害のある方のための各種サービスのご案内

障害福祉サービスには、居宅サービスや日中活動を支援するサービス、居住施設で支援を行うサービスなどがあります。ここでは、各種手当や日常生活または社会生活を営むために必要なサービスについて、主なものを紹介します。

なお、所得や年齢、障害程度による制限などがありますので、詳しくはお問合せください。

※問合せ先

- 印の事業については
障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546)5389
- 印の事業については
障害者福祉課相談支援係
☎(3546)6032
FAX(3544)0505
- ◎印の事業については
子育て支援課子育て支援係
☎(3546)5350

手当

- 心身障害者福祉手当**
65歳未満で身体障害者手帳1〜3級、愛の手帳1〜4度または脳性まひ、進行性筋萎縮症の方
- 特別障害者手当**
20歳以上で常時特別な介護を必要とする、おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障害が重複している方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)
- 重度心身障害者手当**
65歳未満で、重度の知的障害と著しい精神症状のある方、重度の知的障害とおおむね身体障害者手帳1・2級程度の障害が重複している方、または重度の肢体不自由で四肢および体幹機能が失われている方
- 児童育成手当(障害手当)**
20歳未満の障害のある児童(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1〜3度または脳性まひ、進行性筋萎縮症)を扶養している方
- 児童育成手当(育成手当)**
18歳に達した年度の末日までの児童を扶養している重度の障害の状態にある保護者
- 障害児福祉手当**
20歳未満で常時介護を必要とする、おおむね身体障害者手帳1級と2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)
- 特別児童扶養手当**
20歳未満の障害のある児童(身体障害者手帳1〜3級と4級の一部、愛の手帳1〜3度程度または精神障害のある児童)を扶養している方
- 児童扶養手当**
18歳に達した年度の末日までの児童(中度以上の障害をもつ児童の場合は20歳未満)を扶養している重度の障害の状態にある保護者

在宅の方へのサービス

- 訪問入浴サービス**
65歳未満の心身障害のある方で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方が、長期にわたり入浴することが困難な場合に週1回(年51回)訪問入浴車による入浴サービスを受けられます。
- 理美容サービス**
65歳未満の重度の障害のある方で、身体障害者手帳1級(下肢または体幹機能障害)および愛の手帳1度ならびに精神保健福祉手帳1・2級の方で理容所や美容所の利用が困難な方は、年6回出張サービスが受けられます。
- ふとん乾燥・丸洗い**
65歳未満の重度の障害のある方で、身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1・2度ならびに精神保健福祉手帳1・2級の方で家族などによるふとんの乾燥が困難な場合に、乾燥(年10回)、丸洗いと水洗い(各年1回)が受けられます。
- 紙おむつの支給**
3歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1・2度ならびに精神保健福祉手帳1・2級の方が、常時寝たきりで失禁状態にあり、おむつを必要としている場合に、月150枚まで支給します。
入院中で病院指定のおむつを使用している方には、一定の助成金を支給します。
- 重度心身障害者介護者慰労**
特別障害者手当または重度心身障害者手当を現在受給している障害のある方を在宅で介護している方に、食事券・マッサージ券・旅行券のうち希望するもの(組み合わせも可)を給付します(3万円以内)。
- 緊急通報システム**
18歳以上で、ひとり暮らしなどの重度の身体障害のある方や難病患者の生活の安全を確保するため、緊急通報システム機器を貸与します。平成24年度から、緊急時に地域の協力(協力員)が必要な消防方式のほかに、民間事業者が協力員を担う、民間方式が始まりました。
聴覚などに障害のある方のためには、緊急ファクス制度もあります。
- 火災安全システム**
消防方式による緊急通報システムの利用者(難病患者を除く)に、家庭内での火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器を給付します。
- 重度脳性まひ者介護**
20歳以上の、重度の脳性まひ(身体障害者手帳1級)で、単独での屋外活動が困難な方を介護するための援助をします。ただし、介護給付費などのサービスを受けている方は除きます。
- 日常生活用具購入費の給付**
障害のある方の日常生活を支援するため、各種用具購入費を給付します。
・特殊寝台(高さや傾きが調整できます)
・入浴補助用具(シャワーチェア、入浴台など)
・聴覚障害者用通信装置(ファクスなど)ほか
ただし、介護保険サービスによる福祉用具貸与との共通品目は除きます。
- 住宅設備改善費の助成**
身体障害のある方や難病患者などが、使いやすく、より安全な住まいにするために、自宅の浴室・玄関・トイレ・居室・台所の設備を改善する費用の全部または一部を助成します。
なお、歩行ができない身体障害のある方の室内移動を容易にする「屋内移動装置」「階段昇降機」の設置も住宅設備改善に含まれます。
ただし、介護保険や高齢者福祉で同様のサービスを受けられる方を除きます。必ず事前にご相談ください。
- 家具類の転倒防止器具設置**
肢体の障害が身体障害者手帳1〜4級、視覚障害1〜6級および愛の手帳1〜3度ならびに精神保健福祉手帳1・2級の方のご自宅に、家具転倒防止板などの器具を設置します。ただし、中央区家具類転倒防止器具取付事業の対象となる方は除きます。
- 短期入所・自立生活体験**
障害のある方の家族などが病気などのために一時的に障害のある方を介護できないとき、または障害のある方の精神的自立と日常動作の自立を図りたいとき、「レインボーハウス明石」で1回7日(年間90日)を限度に、利用できます。
- 日中一時支援**
「レインボーハウス明石」の日帰り利用です。短期入所と合わせ、年間90日を限度に利用できます。
- 生活サポート**
障害のために日常生活を営むのに支障がある方に家事援助などのサービスを行います。

社会参加のためのサービス

- 障害者福祉タクシー利用券などの給付**
下肢・体幹の障害が身体障害者手帳1〜3級、内部機能障害1・2級、視覚障害1・2級、脳性まひ・進行性筋萎縮症1〜6級、愛の手帳1・2度、精神保健福祉手帳1級の方に、申請時期に応じて、年間1万円〜4万円相当の障害者福祉タクシー券または自動車燃料費(ガソリン代など)のどちらかを支給します。
ただし、自動車燃料費は、自家用の自動車を運転される場合などに対象となります。
- リフト付ハイヤーの運行**
日常の外出時に車いすを利用しているか寝たきりの重度心身障害のある方などに、車いすや移動寝台車に乗ったまま乗降できるリフト付ハイヤーを運行し、その運賃の一部を助成(原則月4回以内)します。
- 心身障害者等移送用自動車改造費助成**
心身障害のある方(下肢・体幹の障害が身体障害者手帳1〜3級、内部機能障害1級、視覚障害1級、脳性まひ・進行性筋萎縮症1〜6級、愛の手帳1・2度など)を介護する家族が所有する自動車に、改造を行う場合または障害のある方仕様の自動車を新たに購入する場合に経費の一部を助成します。
- 自動車運転教習費の助成**
所得が一定額以下で運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳1〜3級(内部機能障害は1〜4級、下肢・体幹機能障害は1〜5級で歩行が困難な方)または愛の手帳1〜4度をお持ちの方に運転教習所入所料・技能学科教習料・教材費の一部または全部を助成します。
- 身体障害者用自動車改造費助成**
重度の上肢・下肢・体幹機能障害のある方自らが所有し、運転する自動車に、改造を行う場合に、経費の一部を助成します。
- 個別移動支援**
知的障害のある方や精神障害のある方などが社会生活上、必要不可欠な外出をする際のマンツーマンによる支援を行います。なお、視覚障害のある方は、障害福祉サービスの同行援護をご利用できます。
- 電話料の助成**
18歳以上で、下肢・体幹・内部の障害が身体障害者手帳1・2級および視覚障害1級の方がいる住民税が非課税の世帯に、電話の基本料金と通話料を合わせて2,500円まで助成します。また、聴覚・音声・言語機能障害1〜3級の方(6歳以上)がいる世帯で、ファクスを使用している場合も助成します。
- 知的障害者位置情報サービス費用助成**
外出時に道に迷う恐れのある在宅の知的障害のある方(愛の手帳所持者)の保護者にGPS(人工衛星測位システムと携帯電話網)または既にお持ちの携帯電話などによる位置情報サービスの利用料の一部を助成します。
- 手話通訳者等派遣**
聴覚などに障害のある方に、月20時間まで手話通訳者または要約筆記者を派遣します。
- 手話通訳者が窓口でお手伝いしています**
聴覚障害のある方・音声または言語機能障害のある方が、区役所に来られたときに手話を用いて円滑なコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者が各種相談や手続きのお手伝いをしています。
・利用日時
毎週金曜日(閉庁日を除く)
午前10時〜正午・午後1時〜3時
・利用方法
区役所1階受付(まごころステーション)にお申し出ください。
- 障害者就労支援センター**
障害のある方が一般企業などへ就労する場合や就労後に、専任のコーディネーターが、就労や生活に関する相談や支援を行っています。

情報コーナー(5頁からのつづき)

詳しくはホームページをご覧ください。
(公社)東京都宅地建物取引業協会
千代田中央支部事務局
(3293)0878
http://www.chiyoda-chuo.gr.jp

区議会本会議ラジオ放送

平成25年第四回定例会は11月22日(金)から12月3日(火)までの会期12日間で開かれる予定です。
中央区議会では、コミュニティFM放送「中央エフエム・ラジオシティ」で、本定例会の一般質問を生中継します。ぜひお聴きください。
[番組名]中央区議会中継
[放送日時(予定)]11月25日(月)・26日(火)
午後2時~6時
[周波数]FM84.0MHz
[協議会局調査係]
(3546)5559

町会・自治会に加入しましょう!

町会・自治会は、地域に住み働く人たちが、住民同士の交流や地域行事、防犯・防災などの地域活動に取り組んでる地縁による自主的な団体です。中央区には、現在175の町会

・自治会があります。
ぜひ、町会・自治会に加入し、豊かで住みよいまちづくりにご参加ください。
[主な活動内容]
・情報交換
区役所などからのお知らせを回覧・配布することで、生活に役立つ情報を提供しています。
・防災活動
日頃からもしもの災害に備えた防災訓練を実施するとともに、災害用資器材の配備などを行っています。
・防犯・交通安全活動
防犯パトロールなど、地域の安全安心のための活動を行っています。
・環境美化活動
空き缶やびん、ペットボトルなどの資源回収や町内清掃などを通じて地域美化に努めています。
・親睦活動
盆踊り大会など、地域の幅広い世代の方たちと触れ合えるイベントを実施しています。
[事業主の皆さんへ]
町会・自治会に加入し、区の商業融資を利用した場合、借受人負担利率を優遇します。
◎町会・自治会の活動やお知らせな

どは「中央区町会・自治会ネット」ホームページをご覧ください。
京橋地域
地域振興課自治振興係
(3546)5336
日本橋地域
日本橋特別出張所地域活動係
(3666)4251
月島地域
月島特別出張所地域活動係
(3531)1151
中央区町会・自治会ネット
http://chokai-jichikai.genki365.net

平成25年度歳末たすけあい運動にご協力ください

歳末たすけあい運動は、共同募金の一環として区民の皆さんをはじめ、町会・自治会、各種団体や企業など地域の方々のご協力により、毎年実施しています。
[募金受付窓口]
中央区八丁堀4-1-5
中央区社会福祉協議会管理部
(3206)0506

区役所4階福祉保健部生活支援課、日本橋・月島特別出張所、社会福祉協議会2階管理部
[主催]東京都共同募金会(中央地区協力会)
[実施]中央区社会福祉協議会
[協力]中央区
[協賛]各町会・自治会、各女性団体、中央区民生・児童委員協議会
募金箱を設置して下さるお店や企業さん大募集!
店舗や社内に期間限定で募金箱を設置して下さる企業や店舗を募集しています。身近な社会貢献をしてみませんか。
交通遺児の方へ見舞金を贈呈
区内在住で、両親もしくは父母のどちらかを交通事故で亡くされた平成7年4月2日以降生まれの18歳以下の方に対し、見舞金を贈呈します。
12月2日(必着)までに住所・氏名・生年月日・電話番号・保護者氏名を明記し、交通事故証明書の写しと、亡くなられた方とお子さんの関係が明記されている公的な書類(戸籍謄本など)を同封の上、郵送で申込む。
104-0032
中央区八丁堀4-1-5
中央区社会福祉協議会管理部
(3206)0506

凡例 日時 会場 対象 内容 定員 費用 申込方法 問合せ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日(火)から25日(月)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されます。
女性に対する暴力とは
夫・パートナー・近親者などからの暴力や性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などは、女性の人権を著しく侵害するものであり、克服すべき重要な問題です。
女性に対する暴力が起る背景
暴力は男女を問わず許されないものですが、女性に対する暴力は性的なものを含む場合も多く、加害者となる男性には、被害を受ける女性の苦痛などに対する思いや、対等な存在として尊重しなければならぬことの認識の欠如が見られます。
区における取り組み
次の会場で女性に対する暴力の防止を呼びかける啓発パネルの巡回展示を行います。
日本橋区民センター
11月12日(火)~19日(火)
区役所1階
11月20日(水)~29日(金)
月島区民センター
11月30日(土)~12月6日(金)
女性センター「ブーケ21」
11月12日(火)~12月27日(金)
女性のための相談窓口「ブーケ21」面談相談(要予約)
面談、電話でご相談ができます。

毎月第1・5水曜日、第4火曜日
午前10時~午後4時
毎月第2火曜日、第3水曜日
午後3時30分~8時30分
いずれも祝日・年末年始を除く。
お子さん連れの方でも安心して相談できるように、託児サービスを行っています(要予約)。

区内3カ所にあるいきいき館(敬老館)では、高齢者の皆さんの憩いの場、健康づくり・仲間づくり・生きがいづくりの場としてさまざまなサービスを行っています。
各館のおすすめ事業をご案内します。お気軽にご参加ください。

区内3カ所にあるいきいき館(敬老館)では、高齢者の皆さんの憩いの場、健康づくり・仲間づくり・生きがいづくりの場としてさまざまなサービスを行っています。
各館のおすすめ事業をご案内します。お気軽にご参加ください。

「ブーケ21」電話相談(予約不要)
電話での相談ができます。
日時 毎週月曜日
午前10時~午後4時
(祝日・年末年始を除く)
女性センター「ブーケ21」
総務課女性施策推進係
(3543)0653

いきいき館にご来館ください
晩秋のおすすめ事業のご案内
区内3カ所にあるいきいき館(敬老館)では、高齢者の皆さんの憩いの場、健康づくり・仲間づくり・生きがいづくりの場としてさまざまなサービスを行っています。
各館のおすすめ事業をご案内します。お気軽にご参加ください。

いきいき館「数独初歩」
正方形の枠内に1~9までの数字を入れるパズル「数独」の体操にぜひどうぞ。初心者向けの講座です。
日時 11月16日(土)・29日(金)
午後1時30分~2時30分
定員 20名(先着順)
いきいき勝とき「始めよう」
「いじめ」や「差別」など人権問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。
日時 毎月第3木曜日
午後1時~4時
(祝日・年末年始を除く)
相談場所
区役所1階区民相談室
※問合せ先
広報課広聴係
(3546)5222

女性相談
日時 月~金曜日
午前9時~午後5時
(祝日・年末年始を除く)
※問合せ先
子育て支援課子育て支援係
(3546)5350
全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間の実施
東京都人権擁護委員連合会・東京法律事務所主催による「女性の権利ホットライン」が11月18日(月)から24日(日)まで強化週間として実施され、午前8時30分から午後7時まで相談を行います(ただし、土・日曜日は午前10時から午後5時まで)。

いきいき館「ハーブコンサート」
軽やかなハーブの音色を聴いて、心豊かな時間を過ごしませんか。
日時 12月1日(日) 午後2時開演
奏者 金子芽生
定員 100名程度(先着順)
いきいき浜町「中央区歴史探索教室」
中央区の江戸時代から戦後20年頃までの歴史を文化財サポーターと一緒に勉強・研さんしましょう。もって地元が好きになるはず。
日時 11月17日(日)
午前10時30分~正午

いきいき館「ハーブコンサート」
軽やかなハーブの音色を聴いて、心豊かな時間を過ごしませんか。
日時 12月1日(日) 午後2時開演
奏者 金子芽生
定員 100名程度(先着順)
いきいき浜町「中央区歴史探索教室」
中央区の江戸時代から戦後20年頃までの歴史を文化財サポーターと一緒に勉強・研さんしましょう。もって地元が好きになるはず。
日時 11月17日(日)
午前10時30分~正午

いきいき館「ハーブコンサート」
軽やかなハーブの音色を聴いて、心豊かな時間を過ごしませんか。
日時 12月1日(日) 午後2時開演
奏者 金子芽生
定員 100名程度(先着順)
いきいき浜町「中央区歴史探索教室」
中央区の江戸時代から戦後20年頃までの歴史を文化財サポーターと一緒に勉強・研さんしましょう。もって地元が好きになるはず。
日時 11月17日(日)
午前10時30分~正午

情報コーナー(6頁からのつづき)



催し物

第4日曜日はプラネタリウムへ行こう!

宇宙の旅人・彗星の正体にせまる

日11月24日(日)
午後1時～2時(開始5分前には要入場)

場タイムドーム明石プラネタリウムホール

内太陽系内で、太陽に近づくと尾をひく不思議な天体、彗星。その成り立ちや尾をひく理由などを解説します。またこれから見頃を迎えるといわれるアイソン彗星についても紹介します。

定86名(先着順)
費無料
◎直接会場へお越しください。
◎入場整理券を当日正午から受付で配布します。
問郷土天文館「タイムドーム明石」
☎(3546)5337

小学生の東根市との交流参加者募集

区内の小学生と友好都市である山形県東根市の小学生が交流し、友好を深めるため、それぞれの地域を交互に訪問する「中央区・東根市児童交歓会」を行います。

今年度は中央区の小学生が東根市を訪問します。

【期間】平成26年2月1日(土)～2日(日)の1泊2日

場山形県東根市

対次の要件を満たす方

- ・平成26年8月第2週に東根市の小学生を中央区に迎えて行う児童交歓会(都内・区内見学、東京湾大華火祭観覧など)にも参加できること
- ・区内在住の小学校3・4年生とその保護者、2人1組で参加できること
- ◎次の場合は保護者1名につき児童2名まで参加可能
 - ・小学校3・4年生の兄弟姉妹が一緒に参加する場合
 - ・友達同士の児童を一方の保護者が引率して参加する場合

内2月1日(土)
・雪遊び体験、餅つき
2月2日(日)
・東根産の食材などを利用した昼食デザート作り
・焼き麩作り体験
・雪中いちご狩り

【交通機関】山形新幹線

定20組40名(申込多数の場合は抽選)

費参加者1組2万円(児童2名を保護者1名が引率する場合は、2万8千円)。また、その他に保護者交流会費用として若干の費用がかかる場合があります。

申12月6日(必着)までに、はがきまたは区立小学校で配布する申込書に①住所②児童・保護者の氏名(ふりがな)・性別③電話番号④児童の在学学校名・学年⑤保護者の「児童との関係」を記入して、郵送または直接持参して申込む。

問〒104-8404

中央区築地1-1-1
文化・生涯学習課文化振興係
☎(3546)5346



国保・年金

社会保険料は所得控除の対象です

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険および国民年金の保険料は、全額が社会保険料として所得控除の対象になります。

1月から12月までに納めた保険料を領収書や口座振替通知(12月送付予定)などで確認の上、年末調整または確定申告の際に忘れずに申告してください。なお、国民年金保険料については「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

問・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険について
保険年金課収納係

- ☎(3546)5365
- ・国民年金保険について
中央年金事務所国民年金課
☎(3543)1411
- ・年金保険料の控除証明書について
控除証明書専用ダイヤル(平成26年3月14日(金)まで。祝日・年末年始を除く)
☎0570(070)117
- ・IP電話などの方は
☎(6700)1130



その他

「中央区の森」事業へのご寄附ありがとうございました

4月から9月末まで、「中央区の森」事業に132,000円のご寄附いただきました。これにより、事業開始当初から平成25年9月末現在の総額は4,050,989円になりました。寄附金は「中央区森とみどりの基金」に積み立て、森林保全活動を行う団体への活動費助成などに使われています。

寄附金内訳(敬称略)

- 4月から9月までにご寄附いただいた方(順不同・敬称略)
- 【個人】**大久保みよ子、喜納愛子、ほか2名
- 【団体】**株式会社ジェーシービー、三菱製紙販売株式会社
- 問**環境推進課環境活動係
☎(3546)5654

災害時地域たすけあい名簿登録のご案内

災害時に一人で避難できないなどの理由により、地域との助け合いを希望する方は「たすけあい名簿」にご登録ください。

- 対**・65歳以上でひとり暮らしの方
 - ・要介護状態の方
 - ・身体に障害のある方
 - ・知的障害のある方
 - ・精神に障害のある方
- ◎上記の方には11月下旬に登録申込書を郵送します。
- ◎難病患者の方や上記に準ずる方で

登録を希望する方は、お問合せください。
◎名簿は、区内の警察署、消防署、防災区民組織(未組織の場合は町会・自治会)および民生委員などに配布します。

◎地域による助け合いには近隣の方々との日常的な交流が大切です。地域の行事や活動などには、積極的に参加しましょう。

◎「たすけあい名簿」に登録されていても、災害の状況によってはなかなか助けに行けない場合もあります。水・食糧の備蓄、家具類転倒防止器具の取り付けなど、自ら災害に備えましょう。

【内容の変更について】
すでに登録されている方で緊急連絡先などの登録内容に変更がある方は、ご連絡ください。

問高齢者福祉課高齢者福祉係
☎(3546)5334
FAX(3248)1322

「日本橋川・亀島川流域連絡会」の委員募集

都では、日本橋川・亀島川に関わる情報や意見交換を行うため、委員を募集します。

【応募資格】区内在住・在勤・在学の方で日本橋川・亀島川に関心があり、年3回程度昼間の会議に出席できる個人および団体

定十数名
【任期】2年間

問12月25日(必着)までに住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記し、400～800字程度の作文「日本橋川・亀島川について思うこと」を添えて郵送する。

【通知】選考の上決定者には平成26年1月下旬ごろ通知します。

◎報酬・交通費の支給はありません。
◎応募書類は返却できません。

問〒104-0044
中央区明石町2-4
都第一建設事務所工事課工務係
「日本橋川・亀島川流域連絡会事務局」
☎(3542)1292

在宅生活を支えるための訪問指導

看護や介護、または介護予防の面から指導を必要とする在宅の方を対象として、保健師が家庭を訪問し、専門的な立場から介護予防や介護方法などについて指導・助言します。

対次の①または②に当てはまる方

- ①65歳以上で次のいずれかに該当する方
 - ・介護保険の要介護認定を受け、「自立」と判定された方のうち生活習慣病など健康に不安のある方
 - ・各健康診査の生活機能評価の結果、介護予防の必要があると思われる方
- ②「要支援」「要介護」の方を介護しているご家族で、介護方法や認知症への対応などについてお悩みの方

内・生活習慣病予防の生活指導
・閉じこもり、うつ、認知症予防の生活指導
・歩行など、日常生活動作の改善指導

・介護方法の助言・指導
・認知症への対応・相談
費無料
問電話で申込む。
問介護保険課地域支援係
☎(3546)5695

そのほかの訪問指導

高齢者以外(64歳以下の方、精神障害や難病の方)の訪問指導については中央区保健所、日本橋・月島保健センターにご相談ください。

問中央区保健所健康推進課保健担当
☎(3541)5963
日本橋保健センター
☎(3661)3515
月島保健センター
☎(5560)0765

ネズミ個別相談会のお知らせ

天井裏で音がする、食物をかじられたなど、ネズミによる被害でお困りの方を対象に相談会を開催します。ネズミの防除は、ネズミが生息しにくい環境を整えることや、ネズミの種類や生態に応じた工夫が重要です。

相談会では、専門の相談員が個別に相談内容を聞き取り、被害の状況に応じた対策についてお答えします。

日12月5日(木)
午前10時～午後3時

◎相談時間は1人30分間。

場月島区民センター1階会議室

対原則として月島地域の在住者または月島地域の事業所でネズミ被害にお困りの方

内被害状況に応じたネズミ防除対策について

【相談員】東京都ペストコントロール協会相談員

定24名
費無料

問11月11日(月)から12月4日(水)までに電話で申し込む。

◎定員になり次第、受付終了

問中央区保健所生活衛生課環境衛生係
☎(3541)5938

あたたかい善意ありがとうございました

社会福祉協議会への寄付

平成25年9月分寄付合計136,402円(敬称略・順不同)

【一般寄付金】

株式会社ハッピー・パスポート…10,000円、常山雅子…10,000円、佃二丁目鈴木猛夫…2,299円、原田英子…3,000円、池田富三…50,000円、常山晴代…10,000円、松原美枝子…3,000円、保田清…5,000円、有限会社三谷葬儀社…10,000円、三谷和美…5,000円、匿名(2件)…15,103円(内訳 10,000円、5,103円)

【ボランティア基金】

中央美世の会…3,000円、匿名(1件)…10,000円

問中央区社会福祉協議会管理部
☎(3206)0506

休日無料不動産相談会

日12月1日(日)
午前11時～午後4時

場数寄屋橋公園
◎直接会場へお越しください。

(4頁につづく)

情報コーナー(7頁からのつづき)

作品持ち帰り袋(直径25cmくらいの作品が入るもの)

11月17日(日)までに電話で申込み

「さわやか健康教室」「はつらつ健康教室」に参加しませんか? 1月からの受講生募集中

介護認定を受けていない方を対象に介護予防を目的とし、元気高齢者向けの「さわやか健康教室」および生活機能が低下傾向にある方向けの「はつらつ健康教室」を実施します。

「さわやか健康教室」は高齢者向けのトレーニングマシンを使って筋力アップを図ります。また「はつらつ健康教室」は転倒予防や膝痛・腰痛予防に効果のある体操を中心に基礎体力の向上を図ります(一部マシントレーニングも含む)。

どちらの教室もインストラクターの指導のもと、参加者一人ひとりの状況に合わせたトレーニング計画を作成しますので、初めての方も安心して参加できます。定期的に栄養改善・口腔ケアのミニ講習会も行います。健康づくりをしたい方、興味がある方はぜひご参加ください。

さわやか健康教室

日・場別表1のとおり

内問診、血圧測定実施後、高齢者向けのトレーニングマシンを使ったトレーニングなどを行います。

定各コース12名(申込多数の場合は抽選)

申12月9日(消印有効)までにはがきに①~⑤(7頁記入例参照)⑥生年

(午前9時~午後5時受付)。

新富区民館

(3297)4038

月日⑦希望するコースを記入して申込み(電子申請も可)。

さわやか健康教室(体験教室)

日・場別表2のとおり

内区内在住で生活機能が低下していない60歳以上の健康な方

内高齢者向けのトレーニングマシンを使ったトレーニングなど

定1回につき12名(先着順)

申11月20日(水)までに電話で申込み。

過去に本事業を受講された方は申込みできません。

さわやか健康教室共通

内高齢者福祉課高齢者福祉係

(3546)5353

はつらつ健康教室

日・場別表3のとおり

内区内在住で健康だが生活機能が低下しているおむね65歳以上の方

内問診、血圧測定実施後、体操などを行います。

定各コース15名(先着順、定員に空きが次第、随時ご案内します。)

申お近くのおとしより相談センターへ相談の上、申込み。

参加は年間1回限りとなります。

京橋おとしより相談センター

(3545)1107

日本橋おとしより相談センター

(3665)3547

月島おとしより相談センター

(3531)1005

共通

【教室に参加できない方の例】

- 要介護認定・要支援認定を受けている方
心臓病、重度の高血圧、骨粗しょう症などの方

運動中のけがや事故を防止するため、上記以外でも教室に参加できない場合もありますので、あらかじめ問合せ先にご相談ください。

費無料

別表1 さわやか健康教室

Table with 5 columns: Course, Day/Time, Venue, Address, and Notes. It lists details for three different course sessions.

曜日・会場を替えて年4回募集します。

別表2 さわやか健康教室(体験教室)

Table with 2 columns: Day/Time and Venue. It lists the schedule and location for the trial class.

別表3 はつらつ健康教室

Table with 5 columns: Course, Day/Time, Venue, Address, and Notes. It lists details for three different course sessions.

今回の募集以外でも定員に空きが次第、毎月申込みます。ただし、一人年間1回限りとなります。

子育てクッキング教室

~親子で楽しく学ぶ幼児食~

日12月4日(水)

午後1時30分~3時30分

場日本橋保健センター5階

対2歳6カ月~4歳の幼児と保護者

内・保護者

心と体を育む幼児食(話と料理紹介)

・幼児

食べることが好きになる!食育遊び

・親子で楽しく試食

定15組(先着順)

費無料

申11月11日(月)から電話で申込み(電子申請も可)

内日本橋保健センター健康係

(3661)5071

ハーブリサイクル教室

~クリスマス・キャンドルアレンジづくり~

日12月18日(水)

午後1時30分~3時30分

場ほっとプラザはるみ

対18歳以上の区内在住・在勤・在学者

内ほっとプラザはるみの屋上庭園に植栽しているローズマリーを使用して、クリスマス・キャンドルアレンジを作ります。ハーブの香りとキャンドルの灯りで、すてきなひとときを過ごしませんか。

定30名(申込多数の場合は抽選)。

抽選となった場合は、過去に参加していない方を優先します。

費300円

【持ち物】筆記用具、普段使用している花バサミ

【服装】汚れてもよい服装でご参加ください(ハーブの摘み取り作業を行うため)。

申11月29日(必着)までにはがきに①~⑤(7頁記入例参照)を記入して申込み(電子申請も可)。

内環境推進課環境活動係

(3546)5403

福祉センター要約筆記講習会

~基礎とパソコン要約筆記~

要約筆記とは、中途失聴者や難聴者など手話によるコミュニケーションの難しい方のために、話し言葉を文字にして伝える方法です。

要約筆記の基礎とパソコン要約筆記の初歩を学ぶために講習会を実施します。手話の経験は不要です。

日平成26年1月7日から3月18日 毎週火曜日(2月11日(祝)を除く) 計10回

午後1時30分~3時30分

場福祉センター3階第1会議室

対区内在住・在勤の方

内要約筆記の基礎およびパソコン要約筆記の初歩

定20名(申込多数の場合抽選)

費無料

【持ち物】ノートパソコン(パソコン要約筆記で使用、OSはWindows XP以上。貸出は実施しません)

申12月20日(金)までに電話またはファクスに①~⑤(7頁記入例参照)を記入して申込み(電子申請も可)。

内福祉センター管理係

(3545)9311

FAX(3544)0888

子育てのエッセンスを学ぼう

~子どものほめ方・しかり方~

日12月4日(水)

午前10時~11時30分

場子ども家庭支援センター「きらら中央」地域活動室

対区内在住で1歳~未就学のお子さんをお持ちの保護者の方

託児を受け付けます。

内ほめ方・しかり方を中心に子どもとの接し方について学びます。

【講師】親業訓練インストラクター 荒堀洋子

定12名(申込み多数の場合は抽選)

費無料

申11月13日(水)から27日(水)までに電話またはきらら中央窓口で直接申込み(電子申請も可)。

これまでに「子どものほめ方・しかり方」を受講された方は、同内容です。再申込みはご遠慮ください。

場子ども家庭支援センター「きらら中央」

(3534)2103

スポーツ

障害者スポーツ体験会

~みんなで気軽にスポーツを体験してみませんか!~

日12月7日(土) 午前10時~正午

場総合スポーツセンター第2競技場

対区内在住・在勤・在学者で障害のある方

◎介助が必要な方はご家族の方などの同伴をお願いします(介助者も一緒に楽しむことができます)。

内別表4のとおり

◎当日は指導員がルールや競技方法を説明します。

定40名(介助者除く、先着順)

費無料(傷害保険は区が加入します)

申11月11日(月)から29日(金)までに電話またはファクスに①~⑤(7頁記入例参照)⑥介助者の人数を

記入して申込み。

◎運動着・室内用運動靴・飲み物を必ずご持参ください。

◎運動制限を受けている方は主治医にご相談の上、ご参加ください。

◎当日は手話通訳者を配置します。

◎内容は変更となる場合があります。

内スポーツ課スポーツ事業係

(3546)5531

FAX(3546)9561

別表4

Table with 2 columns: Implementation Item and Content. It lists activities like Racket Tennis, Floor Hockey, Poucha, and Blowgun.

凡例 日日時 場会場 対象 内容 定員 費用 申込方法 問合せ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

情報コーナー

遊ぶ 知る

施設

図書館のリニューアルに伴う臨時休館のお知らせ

区立図書館3館(京橋・日本橋・月島)では、利用者サービスの向上のため、平成26年1月より以下のサービスを開始します。

- ・ICタグによる資料管理(自動貸出機・返却機、予約資料コーナーなどの設置)
- ・電子資料閲覧環境の充実(各館に館内無線LANを設置)
- ・利用者所有の交通系ICカード、携帯電話の活用(従来の利用登録カードに代えて用いることが可能)
- ・図書館ホームページのリニューアルなど

この準備工事のため、12月13日(金)より平成26年1月4日(土)まで全館休館となります。またこの間、図書館ホームページサービスも利用停止となります。

なお、リニューアルの詳細については、12月11日号の「区のおしらせ中央」でお知らせする予定です。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎京橋図書館
☎(3543)9025

保健・医療・福祉

精神障害者デイケア

社会復帰への第一歩を踏みだしたいと思っている精神障害のある方むけのグループ活動です。

☎毎月第1～4水曜日
午前9時30分～正午
☎場中央区保健所2階多目的室
☎対統合失調症などにより、精神科に通院治療中で、主治医にデイケア通所を勧められている方
☎内同じ病を抱える仲間と色々な体験(スポーツ、作業療法、調理実習や外出など)や交流を通して、社会復帰を目指します。毎回、保健師とグループワーカーと一緒に参加します。

☎費無料
☎参加を希望する方は、お近くの保健所・保健センターにご連絡ください。
☎詳しくはお問合せください。
☎中央区保健所健康推進課保健担当
☎(3541)5963
日本橋保健センター健康係
☎(3661)5071
月島保健センター健康係
☎(5560)0765

病児・病後児保育事業のご案内

入院加療の必要のない病中または病気回復期のお子さんを、保護者が家庭で看護することができないとき、預かり保育をします。なお、利

記入例(はがき・ファクス)

往復はがきの場合は返信用の宛名に〒・住所・氏名を記入

1人1枚限り

- ①講座名など
- ②氏名・ふりがな
- ③〒・住所*
- ④電話番号
- ⑤年齢
- ⑥その他必要事項

*在勤の方は会社名・所在地・電話番号、在学の方は学校名・所在地・電話番号も記入

☎☎に〒・住所が記載されていない場合の宛先は〒104-8404 築地1-1-1 申込先へ

☎☎「電子申請も可」と記載されているものは区のホームページの電子申請から申込みも可能

用日当日は入室前診断が必要です。
[利用日時]月～金曜日(祝日・年末年始・入室前診断実施医療機関の臨時休業日を除く)
午前9時～午後5時30分

[保育室および入室前診断実施医療機関]別表1のとおり

☎対区内在住の生後7カ月から小学校3年生までの児童

☎費子ども1人につき1日2,000円

☎生活保護世帯・住民税非課税世帯は全額免除、所得税非課税世帯は半額を減額します。平成22年度税制改正に伴う年少扶養控除などの廃止により所得税が課税となった方は、従来の扶養控除があったものとみなし所得税課税・非課税の判断を行います。

[利用方法]事前に子ども家庭支援センターまたは保育室で登録をして、利用日の前日までに保育室へ予約をする。

☎子ども家庭支援センター事業係
☎(3534)2103

別表1

病児・病後児保育室	定員	入室前診断実施医療機関
聖路加国際病院附属保育所 聖路加ナースリー(明石町2-14) ☎(5550)7111	6名	聖路加国際病院小児総合医療センター(明石町10-1 1階) ☎(5550)7040
病後児保育室	定員	入室前診断実施医療機関
さわやか保育園・日本橋浜町(日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町2階) ☎(3249)7141	4名	靖小児科医院(日本橋浜町2-20-2) ☎(3666)6035
小森小児科医院病後児保育室(勝どき1-3-1 アパートメントタワー勝どき3階) ☎(3536)1832	6名	小森小児科医院(勝どき1-3-1 アパートメントタワー勝どき3階) ☎(3531)1318

生きがい活動支援室のご案内

これからの高齢社会を明るく活力あるものとしていくためには、高齢者が自ら生きがいを持って暮らし、社会活動にも積極的に参加することが求められています。多くの高齢者が、気軽に楽しく生きがいづくりに取り組めるよう、シニアセンター内に「生きがい活動支援室」を開設しています。皆さんのご利用をお待ちしています。

☎回年末年始を除く毎日
午前9時～午後5時

☎対50歳以上の区内在住者

☎内・生きがいづくりに関する相談(健康・家庭問題・暮らし・社会参加など)を受け、実際の行動につながる助言を行っています。
・仲間づくりや団体活動に積極的に参加し、生きがいを持って生活できるよう、「生きがいひろば」や生きがい活動リーダーによる健康吹矢講座などを開催しています。
・社会参加活動を支援するため、「生きがい活動支援室だより」の発行や区主催の講座・教室、サークル活動などの情報を提供しています。

[生きがい相談]いきいき館(敬老館)において、施設を利用している方

を対象に次の日時で「生きがい相談」を開設しています。

- ・いきいき桜川(桜川敬老館) 毎月第1・第3金曜日
- ・いきいき浜町(浜町敬老館) 毎月第1・第3月曜日

・いきいき勝どき(勝どき敬老館) 毎月第2・第4月曜日

☎いづれも祝日、年末年始を除く午後1時～4時

☎場シニアセンター
☎(3531)7813

講座

男性対象の男女共同参画講座「おとこの家事チャレンジ！」(3講座)のご案内

男性の家事・介護参加を応援するため、掃除・料理(介護食)・アイロンがけの3つの講座を別表2のとおり実施します。

基礎を学び、実習を通して、ぜひ日頃の生活にお役立てください。

別表2

日時	講座名	講師	内容	持ち物	費用	定員(先着順)	託児の締切
12月1日(日) 午前10時～正午	年末お掃除大作戦!	家事コンサルタント、お掃除スーパーバイザー 神長 一徳	日常清掃の基礎知識と実習(換気扇の油汚れ、持ち寄りパーツの清掃)	汚れ物パーツ、エプロン、ゴム手袋、筆記用具	無料	15名	11月22日(金)
8日(日) 午前10時～午後1時	簡単アレンジ～介護食に挑戦!	東京聖栄大学講師 吉田 光一	市販のお惣菜をアレンジした介護食実習	エプロン、三角巾、筆記用具	400円	12名	11月29日(金)
15日(日) 午前10時～正午	ピシッと! アイロンがけ教室	吉永クリーニング店主、全国ワイシャツ仕上げ競技大会チャンピオン、かわさきマイスター 吉永 恵一	ワイシャツのアイロンがけ実習など	ワイシャツ、筆記用具	無料	12名	12月6日(金)

離乳食講習会

日時	11月21日(木)	11月22日(金)	11月28日(木)
	午後1時30分～3時		
会場	日本橋保健センター5階 料理講習室	月島保健センター 栄養室	中央区保健所2階 栄養室
対象	1歳～1歳3カ月ごろの幼児の保護者	7～8カ月ごろの乳児の保護者	5～6カ月ごろの乳児の保護者
内容	離乳の完了に向けて ・離乳食の作り方の紹介 ・試食(保護者のみ)		
定員	各20名(申込多数の場合、抽選)		
費用	無料		
申込方法	11月11日(月)から13日(水)までに電話で申込む。		
申込(問合せ)先	日本橋保健センター健康係 ☎(3661)5071	月島保健センター健康係 ☎(5560)0765	中央区保健所健康推進課 ☎(3541)5930

☎定員に満たない場合は、申込み受付期間後も前日まで受け付けます。

いきいき元気! 出前「はつらつ」体験講座

いつまでも若々しく元気で過ごすために、はつらつ健康教室を体験してみませんか。

☎日12月3日(火)
午後2時～3時30分

☎場浜町区民館

☎対区内在住の65歳以上の方で、次のいずれかに該当し、要支援・要介護認定を受けていない方
・転倒に対する不安のある方
・膝痛・腰痛予防に関心のある方

☎内ストレッチ、バランストレーニング、レクリエーションなど(現在実施中のはつらつ健康教室の一部を体験)

☎定30名(先着順)

☎費無料

☎日11月11日(月)から29日(金)までに電話で申込む(受付は祝日を除く月～土曜日 午前9時から午後6時まで)。

☎場日本橋おとしより相談センター
☎(3665)3547

すてきなクリスマスリース作り

☎日11月28日(木)
午後6時30分～8時

☎場新富区民館2階7号洋室

☎対区内在住・在勤・在学者

☎内アレンジメントの手作りリース(ガーランド)

☎定15名(申込多数の場合は抽選)

☎費無料
☎持ち物 キッチンバサミ・ゴミ袋(6頁につづく)

(7) テレビ広報番組「こんにちは 中央区です」(15分番組)は、東京ベイネットワークのケーブルテレビ9チャンネル(デジアナ変換)または111チャンネル(デジタル)(毎日AM10:00・PM0:00・PM8:00)、東京ケーブルネットワークのケーブルテレビ5チャンネル(デジアナ変換)または111チャンネル(デジタル)(毎日AM9:30・PM0:00・PM7:30)で放送しています。

トピックス



10月23日 本区ゆかりの漫画家・画家 故永井保さんのご遺族に感謝状贈呈

故永井保さんの作品と愛用品を区に寄贈いただき、松川教育委員長からご遺族に感謝状が贈呈されました。永井さんは日本橋に生まれ、絵本挿画・水彩画など幅広く活躍された方です。なお、現在永井保原画展を郷土天文館で開催しています(12月23日まで)。

平成26年4月から

認可保育所の保育料を改定します

改定理由
本区では子育て支援の一環として、認可保育所の保育料について、平成14年度に改定して以降据え置かれてきました。一方、増加する待機児童を解消するため、保育定員の大規模な拡大に取り組んできました。それに伴い、区の経費負担が増加しています。

また、保育料は26階層に区分していますが、最高階層であるD21階層に約19%の世帯が該当し、大きな偏りが生じています。こうした状況を踏まえ、D21階層の上に6階層を設けて保育料を見直すこととしました。

区では、今後も安心して子どもを産み、育てることができるよう中央区の実現に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

改定後の保育料

別表1のとおり
新たな保育料決定基準額の算出方法

別表1 改定後の保育料

◎次の部分(色)を新設しました。
なお、A階層、B階層、C1~C3階層、D1~D21階層の保育料については、変更ありません。また、第2子以降の保育料、延長保育料も改定します。詳細は、お問合せください。

階層区分	世帯保育料決定基準額		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
D21	900千円以上	1,100千円未満	49,100円	22,600円	18,000円
D22	1,100千円以上	1,400千円未満	51,500円	23,600円	18,900円
D23	1,400千円以上	1,800千円未満	53,900円	24,700円	19,800円
D24	1,800千円以上	2,300千円未満	56,400円	25,800円	20,700円
D25	2,300千円以上	2,900千円未満	58,900円	26,900円	21,600円
D26	2,900千円以上	3,600千円未満	61,400円	28,100円	22,500円
D27	3,600千円以上		64,000円	29,300円	23,400円

別表2 保育料決定基準額の算出方法

◎次の部分(色)が追加になりました。
保育料決定基準額は、保護者毎に次の計算式により算出し、世帯で合算した額となります。

前年分課税所得		保育料決定基準額の計算式
1,000円から	3,299,000円まで	前年分課税所得×0.1×0.8
3,300,000円から	7,900,000円まで	(前年分課税所得×0.2-330,000円)×0.8
7,901,000円から	8,999,000円まで	前年分課税所得×0.2-580,000円
9,000,000円から	16,933,000円まで	前年分課税所得×0.3-1,480,000円
16,934,000円から		3,600,000円

別表3 説明会の日程など

	開催日	開催時間	開催会場
第1回		午前10時~11時	区役所8階第1会議室
第2回	12月1日(日)	午後1時~2時	月島区民センター1階会議室
第3回		午後3時30分~4時30分	日本橋区民センター2階第3洋室

◎各回とも申込不要です。直接会場へお越しください。

認可保育所の申込みは常時受け付けていますが、平成26年4月1日入園の申込みについては、次のように受け付けます。平成26年度4月入園の受付期間は昨年より日程が早くなっています。確認の上、お申込みください。

本区では、1歳児クラスの待機児童が大変多いため、新設6園すべてが、1歳児から5歳児クラスまでとなっています。

平成26年度 認可保育所入園申込み

なお、4月1日入園・転園・延長保育・希望園変更などに関する全ての書類(入所申込書・転園届・延長保育申込書・変更届・勤務証明書など)は別表4の受付期間内に提出してください。

詳しくは平成26年度保育園のご案内をご覧ください。

私立認可保育所開設
平成26年4月に私立認可保育所を6園開設する予定です。

※申込(問合せ)先
子育て支援課保育入園係
☎(3546)5387

別表4

4月入所選考	受付期間	配布・受付場所	必要書類
第1回	11月11日(月)~12月16日(月) 受付時間:午前8時30分~午後5時	・区役所6階 子育て支援課保育入園係 ・各認可保育園 ・日本橋・月島特別出張所	・保育所入所申込書 ・保育ができないことを証明する書類 ・平成24年分の所得を証明する書類
第2回	平成26年2月3日(月)~14日(金) 受付時間:午前8時30分~午後5時	・中央区保健所 ・日本橋・月島保健センター	

◎4月1日入園、転園、延長保育、希望園変更などに関する全ての書類(申込書、転園届、変更届、勤務証明書など)はこの受付期間内に提出してください。

別表5 平成26年4月開設保育所一覧

運営事業者	開設予定地	定員	園庭	連絡先
学校法人 三幸学園	明石町7番16号	90名程度	※	☎(5840)8616
長谷川興産 株式会社	新川一丁目24番1号	80名程度	なし	☎(5956)3327
株式会社 グローバルキッズ	日本橋蛸殻町一丁目16番11号	45名程度	なし	☎(3292)8833
株式会社 日本生科学研究所	東日本橋一丁目5番13号	80名程度	なし	保育事業部 ☎(3341)8021 開設準備室 ☎(6420)0544
株式会社 アンジェリカ	月島二丁目13番5号	100名程度	※	☎(3447)2133
株式会社 ポピンズ	晴海二丁目1番40号	60名程度	なし	

※ 園庭はないが、水遊び場所は設置予定

自転車の安全利用について



自転車は手軽で便利な乗り物ですが、交通ルールやマナーを守らないと、重大な交通事故につながる危険性があります。自転車に乗るときは、ルールを守り、安全に利用しましょう。

自転車安全利用五則
・自転車は車道が原則で歩道は例外です。
・車道では左側を通行しましょう。
・歩道では歩行者優先で、車道寄りを徐行しましょう。
・なお、歩行者の通行を妨げることとなるときは、必ず一時停止をしてください。

一時停止をしてください。安全ルールを守りましょう(飲酒運転・2人乗り・並進は禁止です。夜間はライトを点灯しましょう。交差点での信号遵守と一時停止、安全確認を必ずしましょう)。子どもは、ヘルメットを着用しましょう。
◎携帯電話やヘッドホンを使用しながらの運転や傘差し運転は非常に危険です、絶対にやめましょう。
◎歩行者天国(中央通り銀座一丁目交差点から銀座八丁目交差点までの間)では、自転車での歩道通行ができません。道路標識などにより、歩道を通行することができるとされている場合
・運転者が13歳未満、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方
・車道または交通の状況からみて、自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ない場合
※問合せ先
環境政策課交通対策係
☎(3546)5443

子ども・子育て支援のための調査にご協力ください

区の子育て支援施策の方向を決める重要な調査を実施しています。ご自宅に調査票が届いた方は、ぜひ回答にご協力をお願いします。
対象
①子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査
・未就学児の保護者
・就学児童の保護者
②ひとり親家庭実態調査
・児童育成手当(育成手当)を受給されている方
提出期限
11月15日(金)
※問合せ先
子育て支援課子育て施策推進主査
☎(3546)5681